

光風台小学校区 地区防災計画



令和 6 年 12 月

「安全で、安心できる光風台」

光風台小学校区 地区防災計画策定委員会

光風台小学校区 地区防災計画

～目次～

まえがき	1
1. 対象地区について	2
1.1 対象地区の範囲	2
1.2 対象地区の概要	4
2. 光風台小学校区の特徴	5
2.1 社会特性	5
2.2 地区の災害リスク	6
2.3 主な災害履歴と災害危険性の評価	15
2.4 災害関連施設	16
3. 防災に関する基本的な考え方	18
3.1 基本方針	18
3.2 活動目標	18
4. 自助の推進	19
4.1 平常時の活動	19
4.2 発災時の活動	22
4.3 避難情報と避難行動	23
5. 共助の推進	26
5.1 平常時の活動	26
5.2 発災時の活動	29
5.3 被災後(避難生活期・生活再建期)の活動	30
6. 計画の運用と管理	33
6.1 計画の普及啓発	33
6.2 訓練の実施と検証	33
6.3 計画の見直し	33
あとがき	34
資料	35

まえがき

近年、異常気象による水害や土砂災害などが頻発・激甚化し、さる 2011 年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や首都直下地震の予測にみられるように、災害の規模は大規模・広域化することが懸念されています。その一方で、少子高齢化に伴う人口減少や住民の高齢化などにより、地域の特性とニーズにあった共助による防災活動の強化が益々重要になっています。

このため、災害対策基本法では地域住民が、自分たちの地域の人命や財産を守るための助け合い（自助・共助）を強化するための自発的な防災計画「地区防災計画」を策定する制度を設けています。

地域防災計画は行政が主体となって策定する公助の計画ですが、地区防災計画は、町村内の団地や商店街、小学校区、複合ビルなどの様々なコミュニティレベルが主体となって策定する、自助・共助の計画です。

本「光風台小学校区 地区防災計画」は、光風台小学校区での地域福祉活動を目的とする「光風台小学校区小域福祉ネットワーク」と、光風台地区 14 町会からなる「光風台地区町会連絡会」が協力して広く合意形成を図り取り纏めた物です。

計画策定後は、順次、防災活動の実践に必要なマニュアルなどを整備していきます。

これまで光風台地区 14 町会では、各町会の自主防災会が中心となり、個々に防災備品の整備、防災訓練などを実施してきましたが、今後は、町会同士の一層の連携による防災訓練や避難所運営、民生・児童委員との協働による避難行動要支援者の避難支援なども重要になると考えます。

尚、本計画書は、地域の方々に日頃から防災関係に関心を持って頂くとともに、小・中学生から高齢者の方々に至る全ての方々に、平時から目をとおして頂き、万一の発災時において役立つように、簡潔で分かり易いように作成致しました。

今後も、光風台地区においては、日頃から住民同士の絆を深め、「**安全で、安心できる光風台**」を作り上げましょう。

令和 6 年 2 月 18 日

光風台小学校区 地区防災計画 策定委員会

委員長 進藤 誠

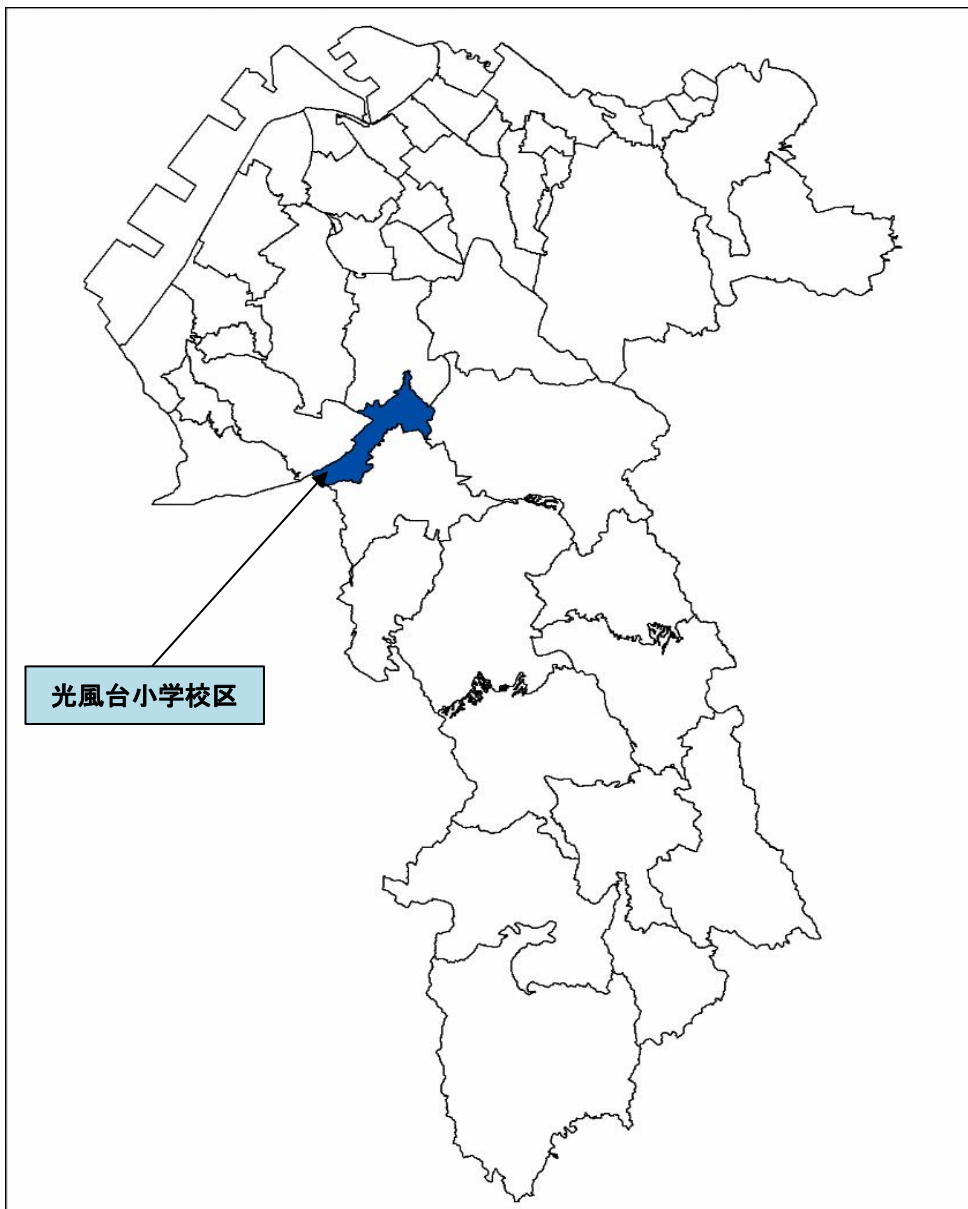
1. 対象地区について

1.1 対象地区の範囲

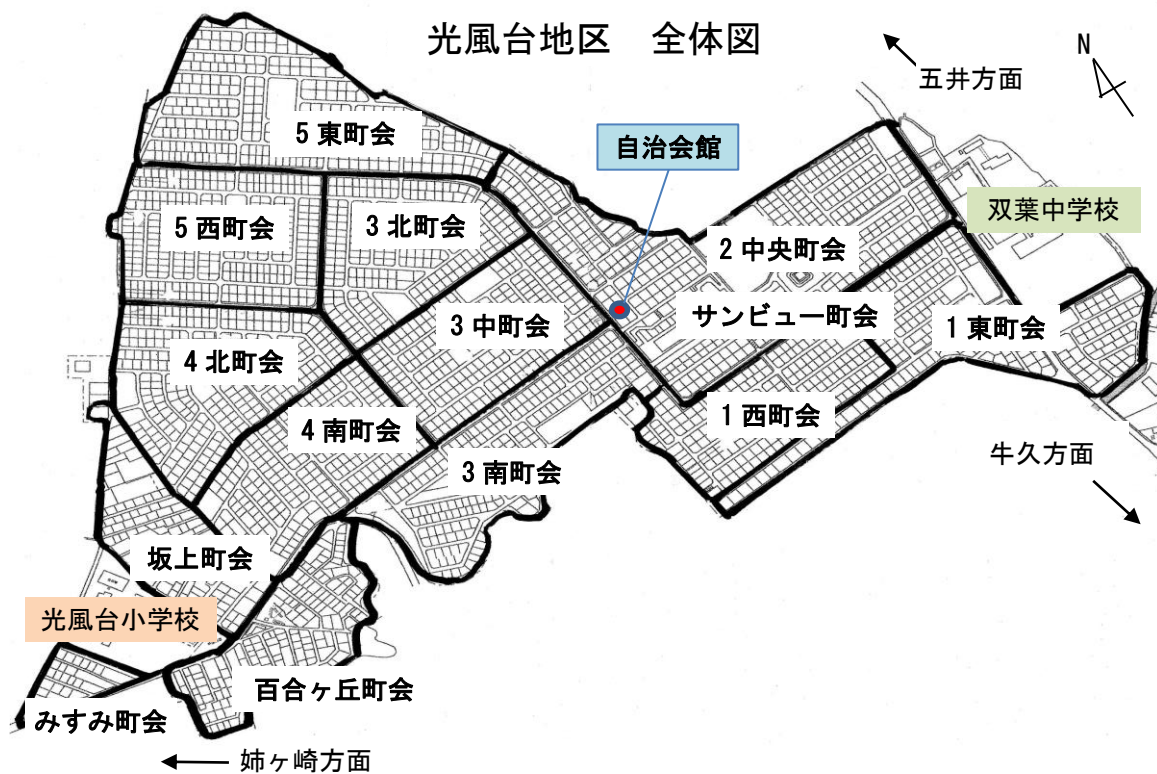
対象地区は光風台小学校区とし、主に活動する自治会は、1 東町会、1 西町会、2 丁目サンビュー町会、2 中央町会、3 南町会、3 中町会、3 北町会、4 南町会、4 北町会、5 西町会、5 東町会、坂上町会、百合ヶ丘町会、みすみ町会の 14 町会とします。

今後は近隣の町会を含めた光風台小学校区全体が参加する計画となるよう取り組んでいきます。

対象地区



活動町会



1.2 対象地区の概要

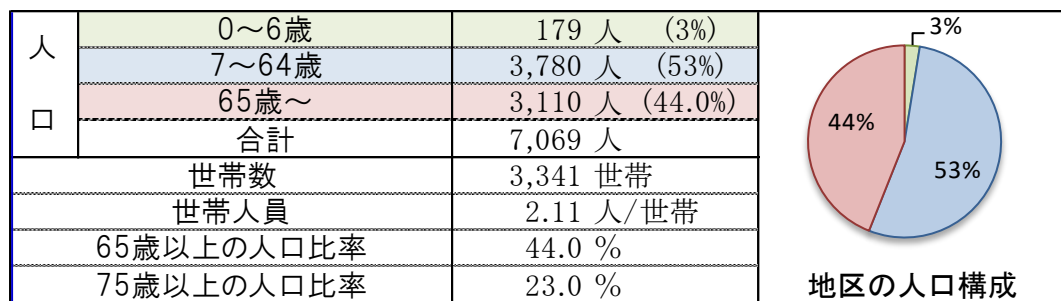
- ・ 光風台地区は、市原市のほぼ中央にあり、ほとんどが高台にありますが東側にある養老川近くは低く、西側に行くほど高台となっています。
- ・ 地区の東側には双葉中学校、西側には光風台小学校があります。
また、地区東側には、中央消防署光風台分署が隣接しています。
- ・ 地区中央には、光風台交番、郵便局、光風台自治会館があります。
- ・ 地区内には、病床を確保できる病院はありません。
周辺地区には、永野病院、帝京大学ちば総合医療センターがあります。
- ・ JR 五井駅及び姉ヶ崎駅へは、ともに約 10km あり、最寄りの小湊線光風台駅へは各町会から 0.5km～数 km あります。

2.光風台小学校区の特性

2.1 社会特性

2.1.1 人口について

光風台小学校区の令和6年1月の人口は7,069人であり、65歳以上の人口比率は44%となっています。市原市全体の65歳以上の人口比率（30.7%：令和6年1月）より高くなっているなど、高齢化の進行が見られます。



人口情報（R6.1.1現在）

※当該地区に含まれる町丁目の人口総数とし、「一部」含まれている町丁目は、当該地区以外に含まれている地区数で按分しています。

2.1.2 建物について

昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準での木造住宅が多く（地区の約半数）、耐震性に不安があります。



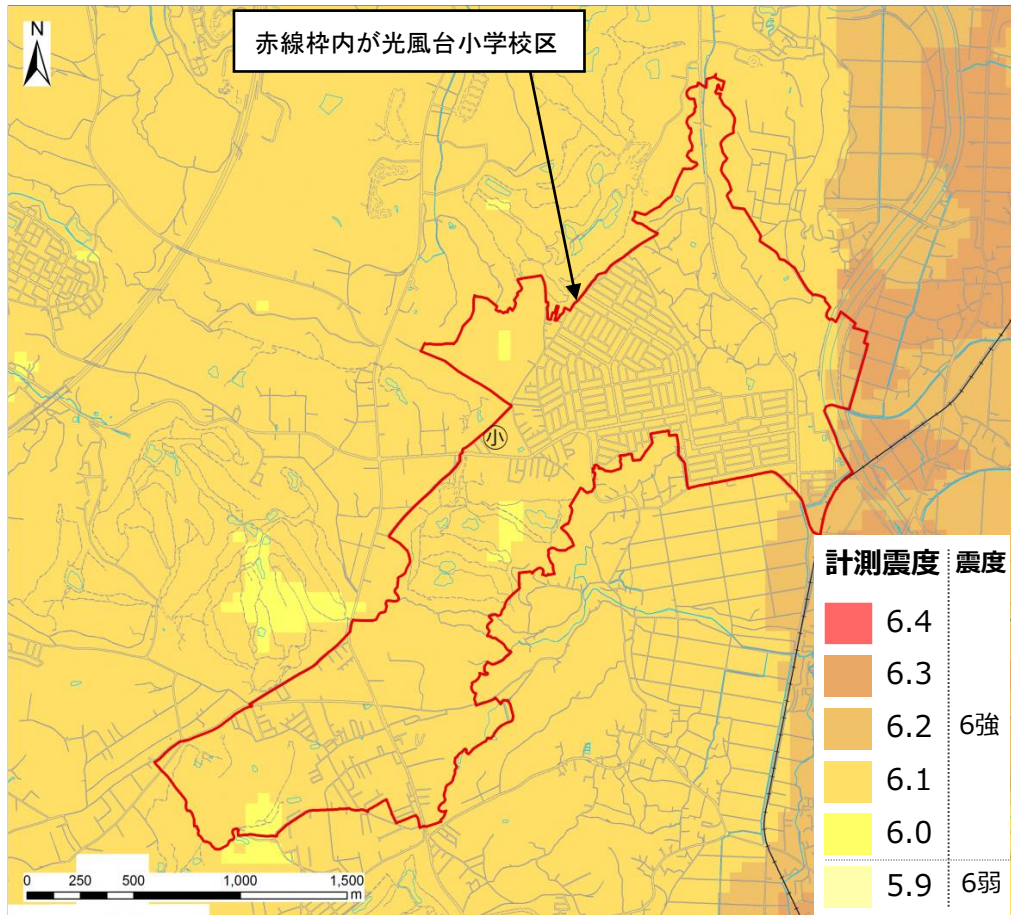
建物情報（H30.1.1現在）

2.2 地区の災害リスク

(1) 地震災害関連

① 千葉県北西部直下地震における光風台小学校区内の被害予測結果及び建物情報

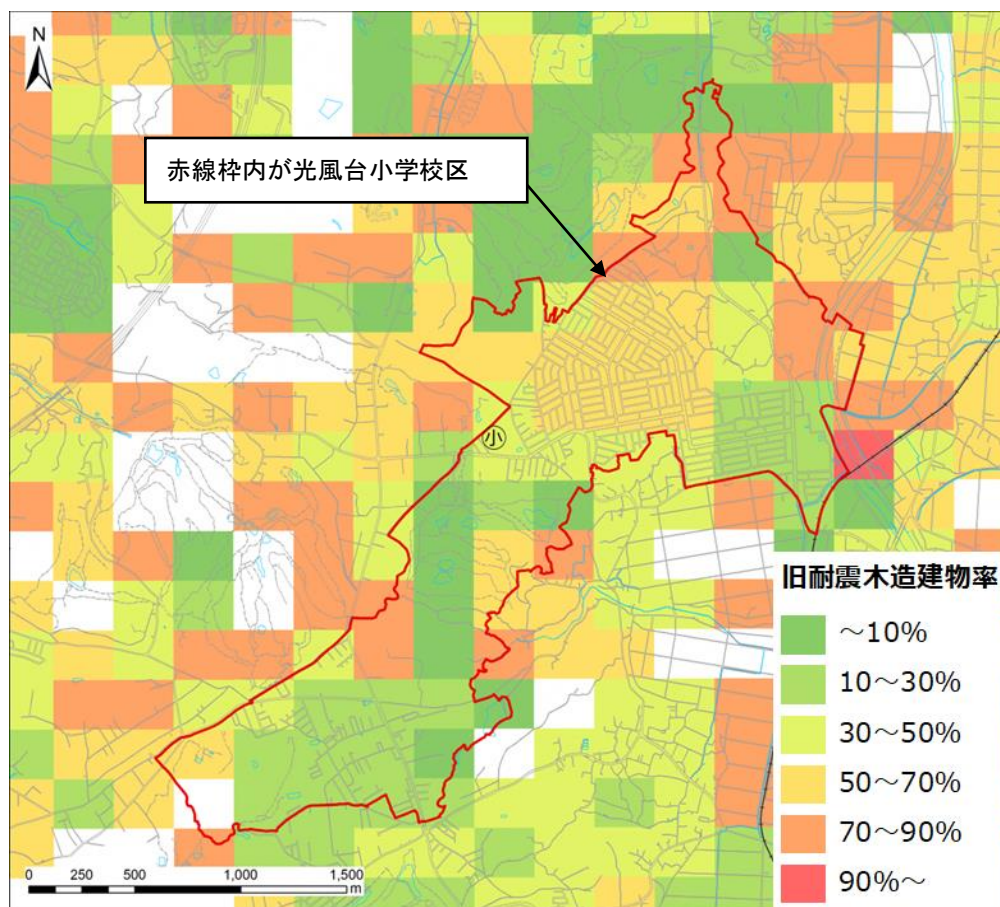
【震度予測図】



※短・中期防災リスク対策用地震による震度分布

<地区別防災カルテより>

【旧耐震木造建物率】



<地区別防災カルテより>

※旧耐震木造建物率：メッシュ内の建物総数に対する旧耐震木造建物の割合

②千葉県北西部直下地震の地震被害予測結果

▼地震動

震度	6 強
----	-----

▼建物被害 (光風台小学校区) (市内合計)

全壊	4 棟	880 棟
半壊	80 棟	5,000 棟

▼火災被害数 (冬の 18 時、風速 8m/s の場合)

全出火件数	-	14 件
焼失棟数	12 棟	210 棟

▼人的被害 (冬の 18 時、風速 8m/s の場合)

死者	0 人	20 人		
重傷者	0 人	60 人		
軽傷者	9 人	620 人		
自力脱出困難者	0 人	50 人		
避難者	避難所内	1 日後	12 人	2,300 人
		最大	62 人	11,500 人
	避難所外	1 日後	9 人	1,600 人
		最大	93 人	17,200 人

震度とマグニチュードの関係

地震は、地下で発生する岩盤の破壊現象（地盤のズレ）ですが、この破壊の大きさを表す数値をマグニチュード（地震そのものの大きさ）と言い、一つの地震に一つの数値しか有りません。

一方、地震で発生した地震波が地表に到達すると、私たちは「揺れた」と感じますが、地面が揺れた強さを表す数値を震度と言います（震度は日本固有の数値です）。

マグニチュードの数値が1増えると発生するエネルギーは32倍となり、2増えると約1,000倍となります。

地球上のマグニチュードの最大値は、理論上、10です。

過去、発生した地震の最大マグニチュードは、1960年のチリ地震の9.5です。

震度は、以下の10段階で表されています。

震度0、震度1、震度2、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強、震度7。

（参考）

阪神・淡路大震災	最大震度7、マグニチュード7.3
東日本大震災	最大震度7、マグニチュード9.0
能登半島地震	最大震度7、マグニチュード7.6

震度とゆれの状況

<p>0</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p>  <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p>  <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5弱</p>  <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p>  <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はわなないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		
<p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなると歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>7</p>  <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p>		

この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。

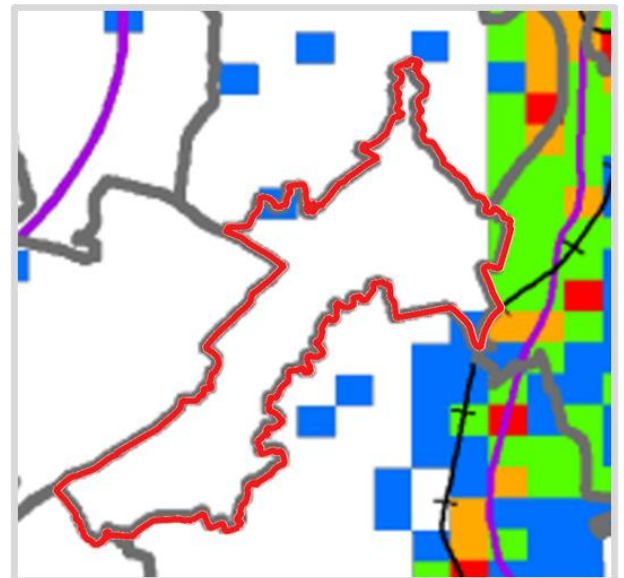
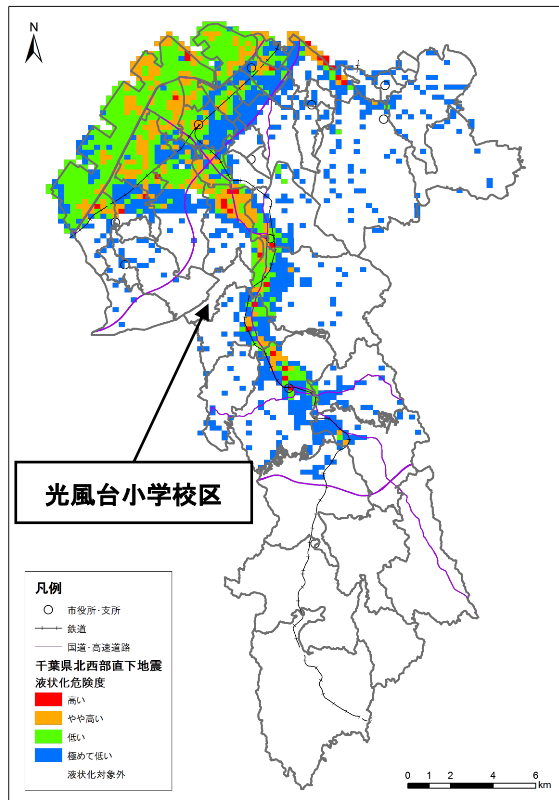
詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。
気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/kaisetsu.html>

<気象庁ホームページより>

① 液状化危険度

千葉県北西部直下地震が発生した場合、光風台地区は、光風台 1 丁目スーパーしげのや～光風台クリーンセンター付近に危険度が低いが、液状化する恐れのある区域が一部あります。

【液状化危険度】 ■ 高い ■ 低い ■ やや高い ■ 極めて低い □ 液状化対象外



<地区別防災カルテより（図に一部加筆）>

※液状化対象外の地域でも液状化が発生する可能性があります。

液状化現象とは



<国土交通省ホームページより>

(2) 水害・土砂災害関連

① 水害

光風台 1 丁目のスーパーしげのや～下泉公園～光風台クリーンセンターに係る範囲に、浸水による水害の発生する恐れがあります。

② 土砂災害

光風台 2 丁目の中央公園北側の急傾斜地付近に、土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域があります。

また、光風台地区内ではありませんが、隣接する以下の 2 地区に土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域があります。

- 1) 光風台 3 丁目南町会の南側に隣接する中高根地区の急傾斜地。
- 2) 光風台 4 丁目北町会の西側に隣接する引田地区の急傾斜地。

(令和 6 年 1 月時点)

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の違い

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。土砂災害特別警戒区域とは異なり、区域内であっても、開発行為や建築物など建築行為は、制限されていません。

一方、土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。

【参考】

雨の強さと降り方

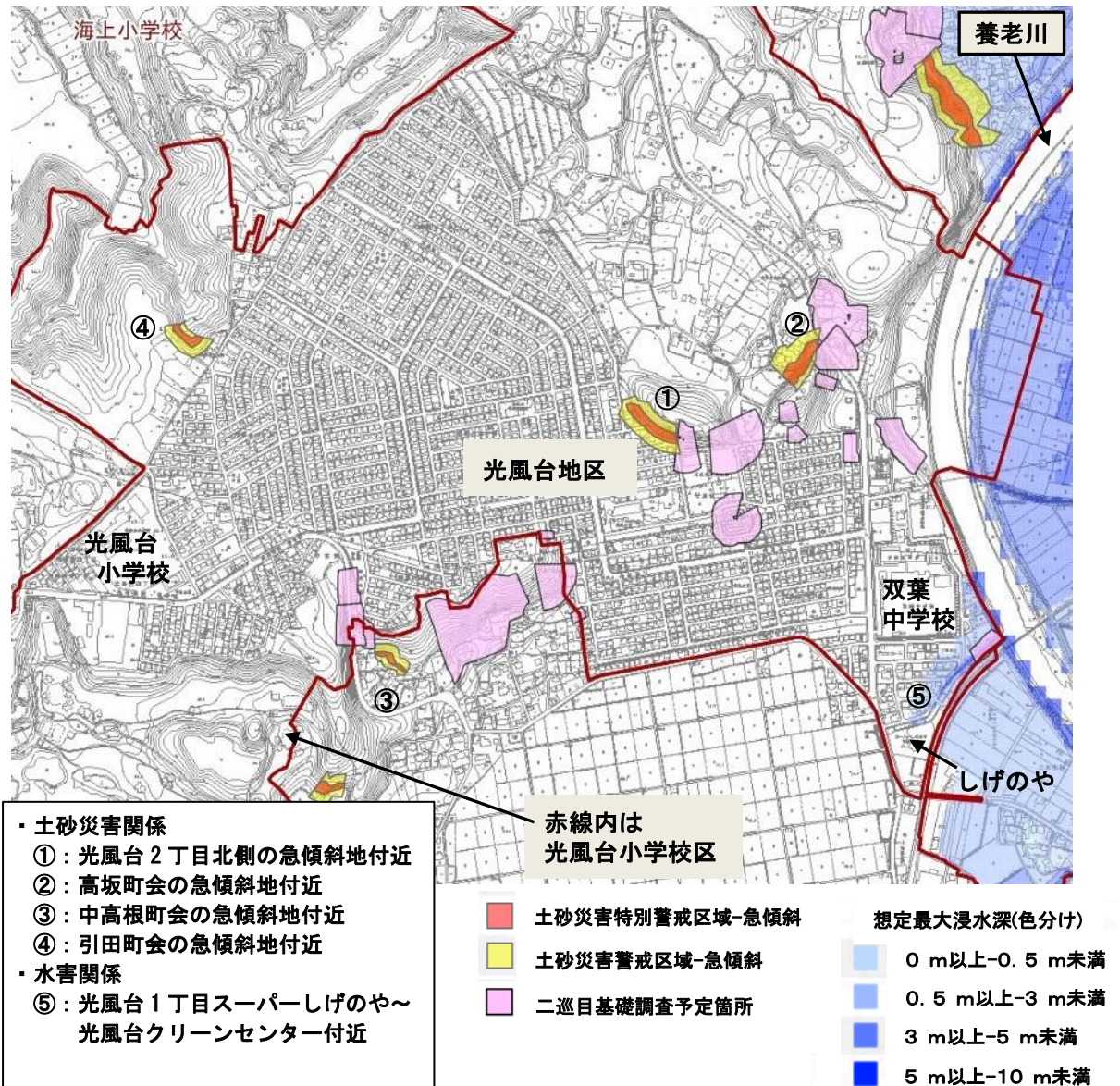
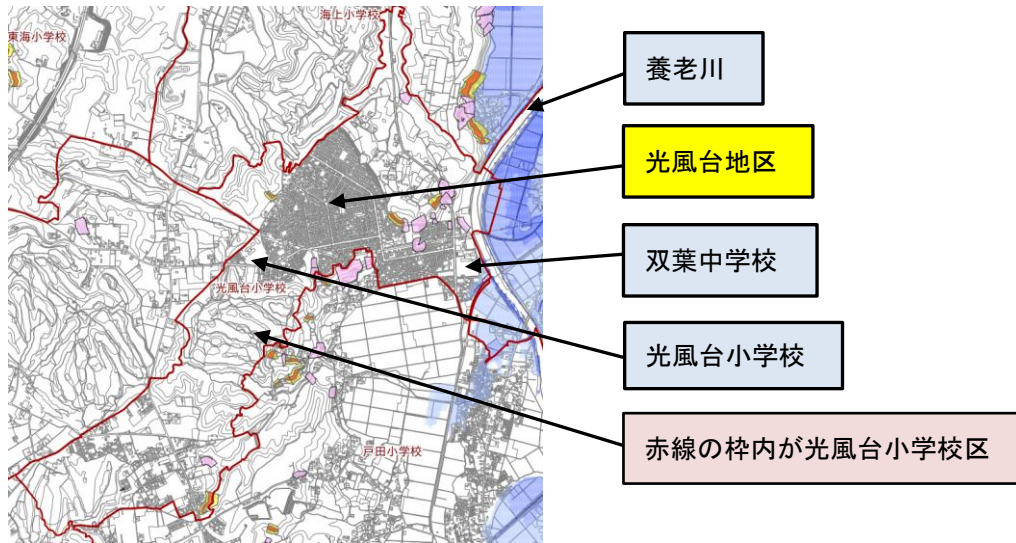
(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 29 年 3 月一部改正) (平成 29 年 9 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロプレーニン グ現象) 
50~80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り 続<)	傘は全く役に立たなく なる。 		水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

【水害・土砂災害ハザードマップ】

※令和6年1月時点



2.3 主な災害履歴と災害危険性の評価

(1) 主な災害履歴

日付	災害	被害
平成 24 年 8 月 6 日	大雨	道路冠水
平成 27 年 7 月 3 日	大雨	道路冠水
平成 27 年 9 月 10~14 日	大雨	土砂崩れ
平成 28 年 7 月 15 日	大雨	土砂崩れ、法面崩壊、道路冠水、道路陥没、床下浸水

(2) 災害危険性の評価

項目	特徴
土砂災害	土砂災害警戒区域等が北東部に分布し、土砂崩れの実績がある
水害	養老川の浸水想定区域が東部に分布し、内水氾濫の実績がある
地震	10 棟以上の焼失が想定されている
液状化	北部や東部に液状化しやすい地形がある
避難	地区内に避難所・避難場所まで 2km ほど離れている場所がある
医療・救護	地区内に病床のある医療機関なし

2.4 災害関連施設

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所

【避難場所・避難所の種類と特徴】

種類	特徴
指定緊急避難場所	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所</p> <p>対象とする災害の種類によって指定される避難場所が異なる（指定内容は、施設状況などにより変更もある）。</p> <p>* 光風台小学校：洪水、土砂災害、地震、高潮、津波</p> <p>* 双葉中学校：洪水、土砂災害、地震、高潮、津波</p>
指定避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設
早期開設避難所	指定避難所のうち、風水害などの避難準備段階で早期に避難する人たちが滞在する施設。
一次避難所	指定避難所のうち、災害で住居を失った人たちが避難生活を送る施設。
二次避難所	指定避難所のうち、避難生活者が多く一次避難所の収容人数を上回る場合に追加で開設される施設。
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた施設。

【光風台小学校区近隣の指定緊急避難場所・指定避難所】

	名称	種別	備考
区内	光風台小学校	一次避難所	屋内収容人員：445人、 屋外収容人員：5,879人
	双葉中学校	一次避難所	屋内収容人員：588人、 屋外収容人員：6,075人
区外	三和コミュニティセンター (サンハート)	早期開設避難所	光風台小学校区からは、 約5km離れている。
	三和保健福祉センター	福祉避難所	
	ジョイサポート三和	福祉避難所	
	向日葵	福祉避難所	—

(2) 一時（いつとき）避難場所

災害時に一時的に避難するために町会等で任意に定める場所で以下の役割を果たします。

- 近所の人たちが集まり様子を見る場所で、近くの公園や神社などであらかじめ家族や近隣住民で決めておく場所
- 一時避難場所に集まり、家族や近隣住民と一緒に小中学校などの避難場所へ移動する

(3) 主な防災関連施設・公共施設等

種類	施設名
公共施設等	—
警察署、交番	光風台交番
消防団詰所	三和支団第8分団
防災備蓄倉庫	光風台小学校、双葉中学校
幼稚園・保育所	光風台中央幼稚園
学校	光風台小学校、双葉中学校、光風台三育小学校
その他	災害協力井戸：0箇所、 防災井戸：2箇所(光風台小、双葉中) 防災行政無線：4箇所、水防倉庫：なし

3.防災に関する基本的な考え方

3.1 基本方針

住民同士の絆を日頃から深め、お互いに気遣い・助け合い「**安全で、安心できる光風台**」を作ります。

3.2 活動目標

基本方針を達成するために、基本的な活動目標を以下に設定します。

(1) 自助の推進

各家庭において以下について、検討・備えを行います。

- 平常時及び発災時の活動内容を各家庭で事前に確認・準備します。
- 家庭の備蓄品や非常時の持出し品を準備します。

(2) 共助の推進

光風台地区町会連絡会が主体となり、

- 避難所（光風台小学校、双葉中学校）の開設や、運営方法の構築を図ります。

以下の項目については、今後作成するマニュアルに従います。

- 防災訓練などの実施により、住民の防災意識の向上を図ります。
- 災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導體制を整備します。
- 安否確認方法の仕組みを整備します。

4. 自助の推進

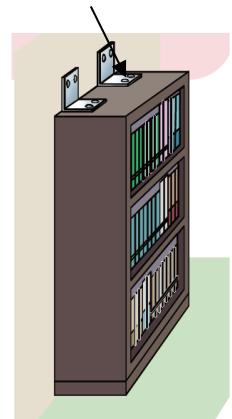
災害による被害を軽減するためには、一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という考えのもとで、日頃から地震などの災害に備えることが大切です。そのことから、本地区では、以下の取り組みを推進します。

4.1 平常時の活動

1 日頃から以下のような事に心掛けましょう。

- 各家庭の冷蔵庫には家族全員の緊急連絡カードをいれておきましょう。
- 各個人は携帯型の緊急連絡カードを身につけておきましょう。
- 地震に備え家具の転倒防止を行いましょ。
- 火災に備え消火器や防火用品を備えましょ。
- 台風に備え屋外のゴミ箱などを飛ばされないようにしましょ。
- 車の燃料は常に半分以上にしておきましょう。
- お風呂の水は出来るだけ張ったままにしておきましょう。
- 助けを求めるときに使う笛などを準備しましょ。
- 感震ブレーカーの設置に努めましょ（地震後の復旧時に発生する火災の大半は「通電火災」といわれているため）。

転倒防止金具などで
転倒防止



緊急連絡カードと携帯型緊急連絡カードについて

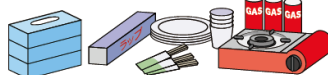
- 緊急連絡カードも携帯型緊急連絡カードも、光風台小学校区小域福祉ネットワークが無料で、2年に一度程度で全世帯家族数分を、無料配布しています。
- 緊急連絡カードには家族全員の血液型、常用薬、かかりつけ病院などのデータを記入しておくことで救助の迅速化につながります。
- 携帯型の緊急連絡カードを、身につけておくことで外出時などに不測の事態が起きた場合、被災者の救助の時間短縮につながります。

2 家庭の備蓄品や非常時の持出し品を準備しておきましょう。

- 最低 3 日分、推奨 7 日分の食糧・水等を備蓄しましょう。
- 長期の在宅避難も見据えて、下記備蓄品の他、簡易トイレ、電池などの電源となるものなども備えておきましょう。

備蓄品 (3日以上は自力で生活できるように準備)

- | | |
|--|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食品(レトルト食品、アルファ米、缶詰など) | <input type="checkbox"/> カセットコンロ |
| <input type="checkbox"/> 飲料水(一人1日3リットル程度) | <input type="checkbox"/> ラップフィルム |
| <input type="checkbox"/> 給水用ポリタンク・給水袋 | <input type="checkbox"/> 洗面用具 |
| <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー・ウエットティッシュ | <input type="checkbox"/> 工具セット |
| <input type="checkbox"/> 紙皿・紙コップ・割り箸 | |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋 | |



乳幼児・高齢者がいる家庭

オムツ

粉ミルク
液体ミルク

常備薬

女性の場合

生理用品

非常時持ち出し品 (とっさの場合に持ち出せるようにリュックサックにつめておきたい)

- | | | |
|--|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> アメ・チョコレート | <input type="checkbox"/> 乾電池・モバイルバッテリー |
| <input type="checkbox"/> 保険証 | <input type="checkbox"/> 栄養補助食品 | <input type="checkbox"/> ライター・マッチ |
| <input type="checkbox"/> 預金通帳 | <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 下着・靴下・タオル |
| <input type="checkbox"/> 印鑑 | <input type="checkbox"/> 缶切り | <input type="checkbox"/> 防寒用ジャケット・雨具 |
| <input type="checkbox"/> 免許証 | <input type="checkbox"/> レジャーシート | <input type="checkbox"/> 長袖・長ズボン |
| <input type="checkbox"/> 救急箱・除菌シート・消毒液 | <input type="checkbox"/> 防災の手引き | <input type="checkbox"/> 厚手の手袋・マスク |
| <input type="checkbox"/> 胃腸薬・便秘薬・持病の薬 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 携帯用カイロ |
| <input type="checkbox"/> 食品 | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん |



- カッター
- 生理用品
- 歯ブラシ

3 家族内での安否確認方法を決めておきましょう。

- 事前に家族内での連絡手段、及び落ち合い場所を決めておきましょう。
- 町会で決められた安否確認方法を守りましょう（例えば無事であれば玄関に黄色のタオルをぶら下げるなど）。
- 災害時伝言ダイヤルなど、日頃から使い方を確認しておきましょう。

災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板

震度 6 弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、被災地の方が「171」の番号をダイヤルすると、自宅の電話番号あてに音声による安否情報を録音することができ、電話番号を知っている方であれば、全国から再生ができます。

<災害用伝言ダイヤル (171) 案内サイト>
<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>



4 災害時の情報ツールの確認しておきましょう

- ・ 市原市の情報配信メールを事前に登録しておきましょう。
- ・ 市原市防災ラジオの活用など、情報収集の方法を確認しておきましょう。

市原市情報配信メール

防災行政無線の放送内容をパソコンや携帯電話等を利用して、メールで配信しています。

<登録サイト>

PC・スマートフォンの場合

<https://plus.sugumail.com/usr/ichihara/home>

フィーチャーフォン（ガラケー）の場合

<https://plus.sugumail.com/m/ichihara/home>



Yahoo! 防災速報

「Yahoo!防災速報」を活用し、自治体からの緊急情報を含む防災情報の配信を行っています。

For Android



For iPhone



防災行政無線の電話音声案内サービス

防災行政無線の放送内容を、電話で確認できるサービスです。

«フリーダイヤル»

0120-899-890

<放送内容の確認サイト>

<https://ichihara-city.site.ktaiwork.jp/>



4.2 発災時の活動

災害が起こった時、活動する内容を確認しましょう。

初期対応

「風水害時」

(台風等が接近したと判明した場合)

- ①注意報が発令される前に
 - ・テレビなどからの情報に注意しましょう。
 - ・物が飛ばされないように片付けを行いましょう。

- ②市が発令する避難情報の警戒レベルに合わせ行動しましょう。

「震災時」

- ①各自、身を守る
 - ・テーブルの下等に避難しましょう。



- ②揺れがおさまったら
 - ・火の確認（ガスの元栓、ストーブ等）

- ③安全な場所へ移動
 - ・余震などに備え外へ出ましょう。

- ④安否確認を行う
 - ・家族の安否確認を行いましょう。
 - ・町会で決められた安否表示を行いましょう。

- ⑤避難所などに向かうなど
 - ・被害状況を確認し、必要があれば避難しましよ。

4.3 避難情報と避難行動

市が発令する避難情報等について

気象庁から発表される気象注意報や、市が発令する避難情報は次のとおりです。平常時から取るべき行動を確認し、災害時には適切な行動が出来るように準備しておきましょう。

警戒レベル	内容	とるべき行動
5	緊急安全確保	すでに安全避難ができず、命が危険な状況であるため、直ちに身の安全を確保する。
4	避難指示	危険な場所から全員避難する。
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> → <u>明るいうちに</u> ・その他の人は「立退き避難」の準備をし、その後の防災気象情報などに注意する。心配な人は自主避難（自発的な避難）する。 *「立退き避難」とは 災害リスクのある区域等対象とする災害に対し安全な場所へ避難すること。 *「屋内安全確保」とは 上階への移動や高層階にとどまる（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること。
2	大雨・洪水・高潮注意報※	気象庁による大雨・洪水・高潮注意報で、その後の気象情報などに注意する。
1	早期注意報	気象庁による早期注意報で、災害への心構えを高める。

※高潮注意報には、「警報に切り替える可能性が高い旨について言及されているもの」と「警報に切り替える可能性に言及されていないもの」があり、前者は警戒レベル3相当情報、後者は警戒レベル2に該当します。

5段階の警戒レベル

市が出す避難情報と国や県が出す防災気象情報

洪水や土砂災害、河川の氾濫などの際に、5段階の「警戒レベル」を用いた高齢者等避難や避難指示などの避難情報を発信します。

警戒レベル5【緊急安全確保】、警戒レベル4【避難指示】または警戒レベル3【高齢者等避難】が発令された場合は、避難行動をとりましょう。

警戒レベル	気象や避難の情報
5	緊急安全確保 (市原市が発令)
~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~	
4	<b>避難指示</b> (市原市が発令)
3	<b>高齢者等避難</b> (市原市が発令)
2	<b>大雨注意報 洪水注意報</b> (気象庁が発表)
1	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)



※必ずこの順番で発令されるとは限らないので注意してください。  
 ※これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を始めてください。  
 ※感染症のリスクを避けるためにも、親戚や知人の家など、避難所以外の場所への避難も検討してください。

# わが家の

事前の確認

- 浸水する深さ ( )
- 最寄りの避難所 ( )

## いつ

周囲の状況 (例)	名前
外は身の危険を感じるほどの風雨が吹き荒れています。すでに河川は氾濫や土砂災害などが発生している状況です。	(記入例) ● 2階へ避難
市が避難指示 (警戒レベル4) を発令しました。今後、気象庁が <b>特別警報</b> を発表する可能性が高まります。気象庁が <b>土砂災害警戒情報</b> を発表しました。	(記入例) ● ○○小学校へ避難
市が <b>高齢者等避難 (警戒レベル3)</b> を発令しました。気象庁が <b>大雨警報</b> を発表しています。雨と風がかなり強くなりました。排水しきれない雨水が道路に溜まっています。	(記入例) ● 開設されている避難所を確認
猛烈な台風が関東を直撃する予報がでています。気象庁が <b>大雨注意報</b> を発表しています。	(記入例) ● 持出品の準備
今後、気象庁が <b>警報</b> を発表する可能性が高まります。	
数日後に猛烈な台風が接近する可能性があるようです。まだ周りは晴れています。	(記入例) ● ハザードマップで自宅の災害リスクを確認

# 『マイ・タイムライン』

「いつ」「だれが」「何をするのか」を  
時間ごとに整理しよう!

) m ●土砂災害の危険性(有・無)  
 ) までの距離( ) mと時間( ) 分

\\ 台風が来てからではなく、  
事前に対策を考えよう! //

だれが 何をするのか			とるべき行動(例)
名前	名前	名前	
●	●	●	<b>命を守る最善の行動</b> <b>洪水の場合</b> ・自宅の少しでも浸水しにくい高い場所へ移動したり、近隣の高く堅牢な建物へ移動 <b>土砂災害の場合</b> ・崖や沢から少しでも離れた部屋へ移動したり、近隣の堅牢な建物へ移動
●	●	●	<b>全員避難</b> 避難所などの安全な場所へ行くとき ・避難所や、近隣のより安全な場所(親戚・知人宅)へ避難 自宅で避難するとき ・安全な部屋へ移動
●	●	●	<b>高齢者等は避難、他の住民は準備</b> ・開設されている避難所を確認 ・近隣の要配慮者への声掛け
●	●	●	<b>避難行動の確認</b> ・自主避難の検討 ・避難方法を確認 ・非常時持出品を準備 ・大切なものを高い所へ移動
●	●	●	<b>心の備えを高める</b> ・ハザードマップで自宅の災害リスクを確認 ・備蓄食料の確認、買い出し ・台風の進路と危険な時間帯を確認 ・家族の行動予定を確認 ・強風への対策 ・携帯電話の充電、車のガソリンを入れる ・避難情報の入手方法を確認 ・止水板や水のう、土のうを準備

---

# 5.共助の推進

---

災害時には、地域の住民の方々がお互いに協力して「自分たちの地域は、自分たちで守る」との考えのもと、様々な防災・減災活動を行うことが大切です。そのことから、本計画を基に、以下の取組を推進します。

## 5.1 平常時の活動

以下の取り組みについては、光風台小学校区小域福祉ネットワーク及び、各町会において必要なマニュアルの作成などを通じて推進していきます。

### 1 地域のコミュニティづくり

- ・ 普段から隣近所の住民とコミュニケーションを取るようにします。
- ・ 挨拶、町会イベント、お祭りなどで交流を深め、近隣の人達の情報を把握しておきます。
- ・ 防災に関する集まりにできるだけ多くの地域の人を巻き込み、人材を増やしていきます。

### 2 安否確認の方法と手段の準備

- ・ 安否確認の対象者や役割分担を検討します。
- ・ 無事ですタオルの掲示など、安否確認方法や手段を検討します。

### 3 避難誘導の体制づくり

- ・ 事前に、危険個所や避難場所までの経路を確認しておきます。
- ・ 町会ごとの集合場所や役割分担などの避難誘導體制を検討します。

### 4 避難行動要支援者への対応

- ・ 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の状況を把握し、支援体制を検討します。
- ・ 避難行動要支援者名簿掲載者のうち、同意が得られた方について近隣で情報を共有しておきます。
- ・ 車いすがある場所を把握するなど、移動手段を準備しておきます。

## 5 備蓄の整備

---

- ・ 非常食や常備水等の備蓄を検討します。

### 市の備蓄品について

市では、想定最大規模の「東京湾北部地震」の「震度6強（マグニチュード 7.3）」における想定避難者数約 43,000 人が、他地域からの支援が得られるとされる発災後4日目に至るまでの3日間過ごすにあたり必要な食料・飲料水・毛布などを備蓄しています。

しかし、各避難所の備蓄庫の容量が異なることから、各指定避難所に保管している備蓄品をそのままそこで使うことは想定しておらず、災害時には状況に応じ、備蓄品を随時移動させることがあります。

同様に、光風台小学校区にある指定緊急避難場所・一次避難所である光風台小学校及び、双葉中学校に備蓄されている備蓄品も状況に応じて他地区への移動があります。

尚、備蓄品は市のほうで定期的に点検を実施することです。

## 6 在宅避難者への対応の検討

---

- ・ 自宅が安全な場合もあることから、在宅避難についても周知、啓発を行います。
- ・ 在宅避難者の名簿作成や連絡方法を決めておきます。
- ・ 食糧等の物資提供についてのルールを決めておきます。

## 7 訓練の実施

---

- ・ 防災訓練を行い、住民意識の向上を図ります。

## 8 避難所開設への備え

- ・ 避難所開設への備えは光風台地区町会連絡会が主体となり、推進していきます。
- ・ 避難所は、災害の規模や状況によって、地区内外の多様な人たちが避難する場所となります。そのために、学校管理者や市担当者と適時連絡し円滑な運営が出来るように努めます。
- ・ 光風台小学校区にある避難所の光風台小学校と双葉中学校の同時開設を考慮して、小学校、中学校各々の避難所運営体制を作ります。
- ・ 光風台小学校と双葉中学校の避難所運営マニュアルを作成し、周知します。
- ・ 発災時に円滑な管理を行うため、平常時から避難所の備蓄品の把握に努めます。

### 指定避難所の開設について

地震発生時は概ね震度5弱以上で市内一斉に、風水害時は概ね警戒レベル3以上で、早期開設避難所から順に、指定避難所が開設され市の担当職員が開設に出向いて来ます。

光風台地区の光風台小学校・双葉中学校の開設も同様です。また、万一に備え近隣町会の町会長も避難所の鍵を預かっています。

指定避難所	鍵保有町会
光風台小学校	光風台坂上町会 百合丘町会
双葉中学校	光風台1丁目東町会 光風台2丁目中央町会 高坂町会

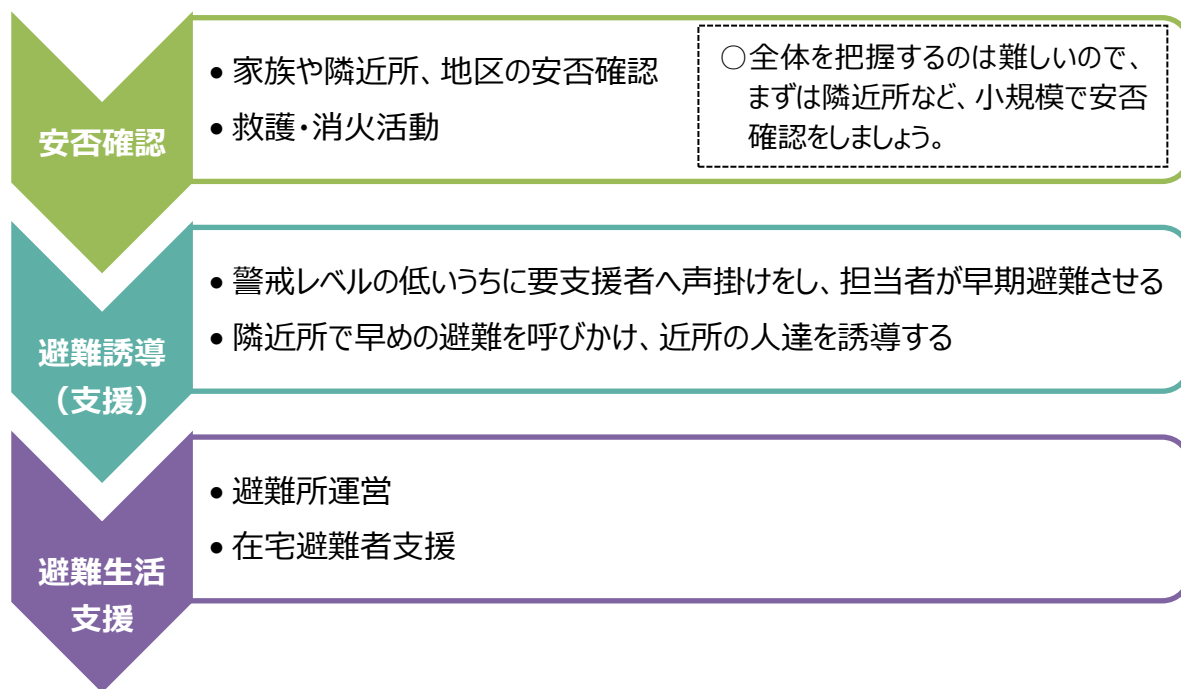
## 9 その他

- ・ 町会未加入の要配慮者の支援方法を検討します。

## 5.2 発災時の活動

共助による安否確認・避難誘導・避難所運営のタイムラインの概要として下記のとおり行動します。

【共助による避難行動のタイムライン（概要）】



## 5.3 被災後(避難生活期・生活再建期)の活動

### 1 避難所の運営体制について（令和6年4月1日から実施）

- ・ 光風台小学校区にある光風台小学校と双葉中学校のいずれか 1 ヶ所の避難所が開設された時点で、光風台地区町会連絡会 会長が、市の担当部署と相談し避難所の運営体制を立ち上げます。
- ・ 避難所の運営管理は、光風台地区町会連絡会会長が避難所運営委員会会長となり務めます。

### 2 避難所の生活スペースの確保とルール設定

- ・ 避難所においては、避難所運営所長の指示に従います。
- ・ お互い避難者同士、思いやりを持って避難生活をおくるようにします。
- ・ 避難所における感染症対策、衛生管理に全員が真摯に取り組みます。
- ・ 避難所における防犯、治安維持に努めます。
- ・ ペットの避難においては、ケージの持参を原則とします。
- ・ 市の取り扱いにもとづき、ペットは指定された場所に避難させます。

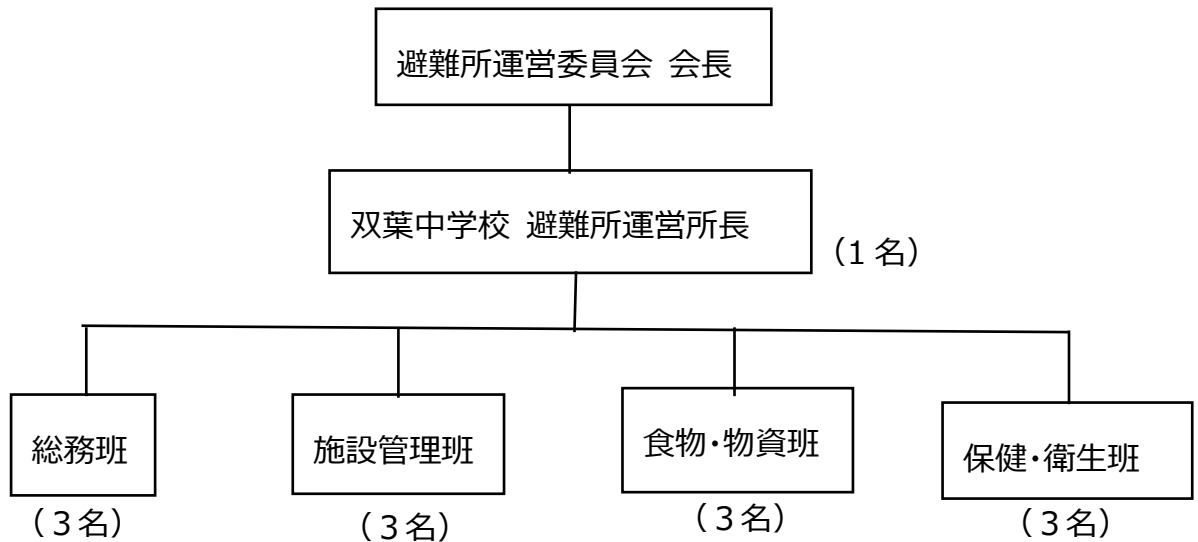
### 3 被災者の健康管理、安全な避難生活のための環境づくり

- ・ 避難生活時において、体操の実施やコミュニケーションがとれる環境づくりに取り組みます。
- ・ 避難所の感染症対策や防犯・治安維持のための対策、見回りなどを実施します。

## ○避難所の運営体制

### 双葉中学校避難所の運営体制

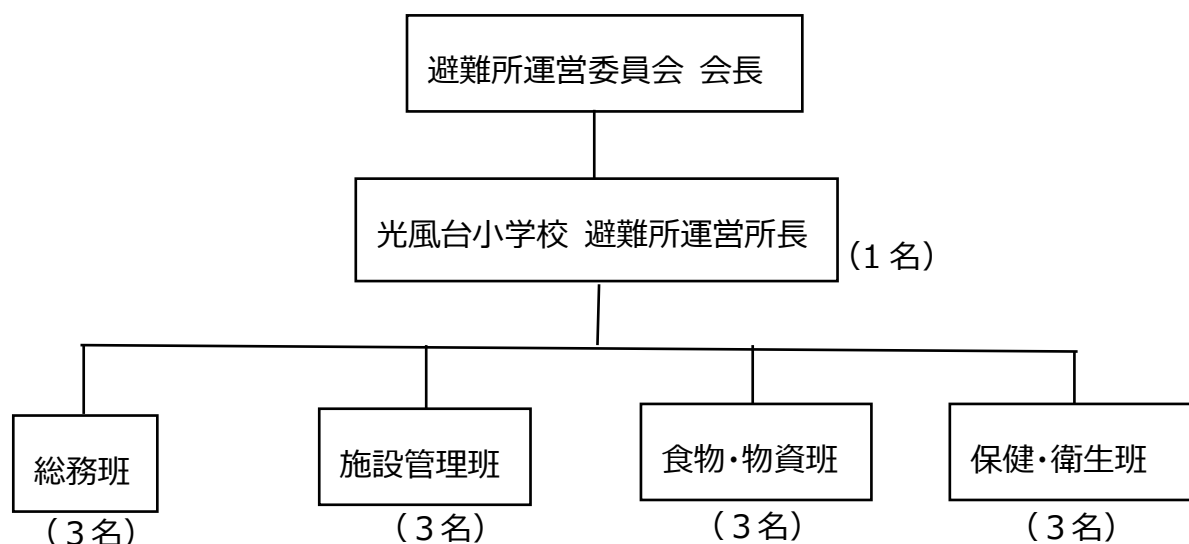
双葉中学校の運営委員は、1丁目東、1丁目西、2丁目サンビュー、2丁目中央、3丁目南、3丁目中、3丁目北の7町会が担当します。



活動班	役割	要員
運営所長	1名を町会から選出し、避難所運営委員会会長と連絡を密にし、小学校避難所の運営統括を行う。	1名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営記録の作成</li> <li>・ 避難者名簿の作成</li> <li>・ 問い合わせ・取材への対応</li> <li>・ 避難スペースへの誘導</li> <li>・ 市災害対策本部との連絡</li> <li>・ 被害情報・復旧情報の収集</li> <li>・ 避難者への情報提供 等</li> </ul>	3名
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所・要修繕箇所への対応</li> <li>・ 避難所レイアウト作成</li> <li>・ 防火・防犯・夜の警備 等</li> </ul>	3名
食料物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料の調達受入、管理及び配布</li> <li>・ 物資の調達受入、管理</li> <li>・ 炊き出し 等</li> </ul>	3名
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ箱設置・ごみの回収</li> <li>・ ペットの管理</li> <li>・ 医療、介護、子どもにかかる相談・対応 等</li> </ul>	3名

## 光風台小学校避難所の運営体制

光風台小学校の運営委員は、4丁目南、4丁目北、5丁目西、5丁目東、坂上、みすみ、百合ヶ丘の7町会が担当します。



活動班	役割	要員
運営所長	1名を町会から選出し、避難所運営委員会 会長と連絡を密にし、小学校避難所の運営統括を行う。	1名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営記録の作成</li> <li>・ 避難者名簿の作成</li> <li>・ 問い合わせ・取材への対応</li> <li>・ 避難スペースへの誘導</li> <li>・ 市災害対策本部との連絡</li> <li>・ 被害情報・復旧情報の収集</li> <li>・ 避難者への情報提供 等</li> </ul>	3名
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所・要修繕箇所への対応</li> <li>・ 避難所レイアウト作成</li> <li>・ 防火・防犯・夜の警備 等</li> </ul>	3名
食料物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料の調達受入、管理及び配布</li> <li>・ 物資の調達受入、管理</li> <li>・ 炊き出し 等</li> </ul>	3名
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ箱設置・ごみの回収</li> <li>・ ペットの管理</li> <li>・ 医療、介護、子どもにかかる相談・対応 等</li> </ul>	3名

## 6.計画の運用と管理

### 6.1 計画の普及啓発

防災意識を高め、地域の防災力を向上させるため、本計画の普及啓発を図ります。

#### 【今後の取組】

- ・ 本計画書は、町会への加入、未加入世帯を問わず全世帯に配布
- ・ 防災に関する情報を広報紙等で提供

### 6.2 訓練の実施と検証

自助・共助の推進に向けて、各訓練を通じ、避難行動や避難所運営等の方法などについて確認・検証します。

#### 【今後の取組】

- ・ 光風台小学校区小域福祉ネットワーク推進委員会の中に、防災計画の運用、管理などを担当する部署を設置
- ・ 要配慮者や在宅避難者の安否確認、支援行動の確認及びマニュアルの作成
- ・ 避難所の運営体制・ルール・備蓄品の確認及びマニュアルの作成
- ・ 学校管理者、市配備職員との連携方法の確認
- ・ 防災訓練や避難所運営訓練の実施
- ・ 町会未加入者への参加の呼びかけ、コミュニケーションの促進

### 6.3 計画の見直し

- ・ 計画は2年に1度、定期的に見直しを行い、必要に応じ修正を行います。
- ・ それ以外にも修正が必要と考えられる場合には、定期以外でも修正を行います。
- ・ 計画に修正・変更等があった場合には、広報紙などを利用し、速やかに住民の方々へ知らせます。

---

# あしがき

---

■ 発行日

令和6年12月5日

■ 発行主体

光風台小学校区 地区防災計画策定委員会

# 資料

## 【光風台小学校備蓄品一覧（2023年4月1日時点）】

No	品目	数量
1	非常用飲料水	4,272 本
2	アルファ化米（わかめご飯）	1,000 食
3	レトルト食品（リゾット、ピラフ等）	1,350 食
4	クラッカー（サバイバルフーズ）	3,000 食
5	せんいのめぐみパン	100 食
6	感染症対策用キット	1 セット
7	避難所運営キット（事務用品）	1 セット
8	トイレ用コンテナ（C コンテナ）	1 セット
9	消毒アルコール（17ℓ 缶）	1 缶
10	消毒アルコール（1ℓ 噴射付き）	10 本
11	ブルーシート	20 枚
12	毛布	800 枚
13	簡易トイレ（洋式便座）	2 基
14	発電機	2 台
15	ガソリン携行缶	1 缶
16	投光機・LED 投光機	1 台
17	投光機用三脚	1 台
18	ガソリン缶詰	4 缶
19	カセットコンロ	3 台
20	カセットガス	18 本
21	簡易トイレ（自動ラップ式トイレ）	2 台
22	自動ラップ式トイレ用パイプフレーム	2 台
23	パーテーション（感染症対策、トイレ、授乳用）	103 基

* 上記の備蓄品及び各数量は目安であり、賞味期限などにより変動があります。

【双葉中学校備蓄品一覧（2023年4月1日時点）】

No	品目	数量
1	非常用飲料水	4,560 本
2	アルファ化米（わかめご飯）	700 食
3	レトルト食品（リゾット、ピラフ等）	3,000 食
4	クラッカー（サバイバルフーズ）	600 食
5	せんいのめぐみパン	200 食
6	感染症対策キット	1 セット
7	避難所運営キット（事務用品）	1 セット
8	消毒アルコール（17ℓ 缶）	1 缶
9	消毒アルコール（1ℓ 噴射付き）	10 本
10	ブルーシート	20 枚
11	毛布	900 枚
12	簡易トイレ（洋式便座）	1 基
13	発電機	2 台
14	ガソリン携行缶	1 缶
15	投光機・LED 投光機	1 台
16	投光機用三脚	1 台
17	ガソリン缶詰	4 缶

* 上記の備蓄品及び各数量は目安であり、賞味期限などにより変動があります。